

会計	繰越	検算	転記		
(中)	(中)	(サ)	(9)	(塩)	(辛)

※該当箇所に「レ」すること。

政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな) にじゅういっせいきこんわかい

- 1 政治団体の名称 21世紀懇話会
- 2 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座7-4-12
銀座メディカルビル4F (株)ゼロイン内
- 3 代表者の氏名 佐々木 俊一
- 4 会計責任者の氏名 佐々木 俊一

5 令和 3 年分

団体コード	1	1	5	0	1	0	0	9	2	0	0	0	1	0
前年繰越額	3,618,193 円													

事務担当者の氏名 村田 尚也
電話番号 03-3508-7407

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 木村 次郎

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

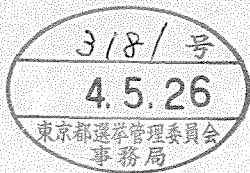
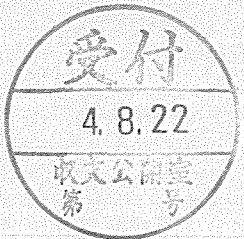
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。 ※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

104190

2616



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	24,398,220
(前年からの繰越額)	3,618,193
(本年の収入額)	20,780,027
支 出 総 額	9,537,191
翌年への繰越額	14,861,029

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
木村次郎君の政経フォーラム	12,520,000	令和3年7月24日 アートホテル弘前シティ (青森県弘前市大町1-1-2)
木村次郎君を励ます会	8,260,000	令和3年12月14日 憲政記念館 (東京都千代田区永田町1-1-1)
合 計	20,780,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
1 件 10 万 円 未 満 の も の		27
合 計		27

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
木村次郎君の政経フォーラム	12,520,000	616	R3/7/24	アートホテル弘前シティ（青森県弘前市大町1-1-2）	
合 計	12,520,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
(1) 支 出 の 総 括 表			
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	11,660	0	
小 計	11,660	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	3,525,531	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,525,531	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	6,000,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	9,525,531	0	
合 計	9,537,191		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
その他の支出	11,660				
合 計	11,660				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			5. 政治資金パーティー開催事業費	
					木村次郎君を励ます会	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
郵送料	79,044	R3/4/28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送料	91,168	R3/5/26	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
品代	50,760	R3/5/27	赤平農園	青森県平川市高畑熊沢9-1		
品代	48,600	R3/5/27	(株)松尾	青森県弘前市城東北3-11-12		
品代	63,250	R3/5/28	弘前銘醸(株)	青森県弘前市富田3-7-1		
印刷代	385,000	R3/6/7	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11		
郵送料	16,800	R3/7/14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送料	18,060	R3/7/14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送料	59,808	R3/7/14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送料	92,652	R3/8/10	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送料	80,304	R3/9/8	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1		
会場キャンセル料	54,000	R3/9/17	都市センターホテル	東京都千代田区平河町2-4-1		
飲料代	16,456	R3/12/13	青森県農村工業農業協同組合連合会	青森県弘前市大字外瀬二丁目2番地1		
会場使用料	37,200	R3/12/13	憲政記念館	東京都千代田区永田町1-1-1		
紙袋代	14,960	R3/12/13	amazon.co.jp	埼玉県比企郡川島町かわじま2-1-1		
飲食代	42,840	R3/12/14	とんかつ&焼鳥 An	東京都千代田区永田町2-13-10 プレデンシャルタワービル1F		
弁当代	15,120	R3/12/14	(株)エムエチケイワールドフーズ	東京都新宿区左門町3番地		
看板代	41,250	R3/12/22	(株)コサイン	東京都品川区東大井2-6-1		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
				木村次郎君を励ます会	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
印刷代	19,800	R3/12/27	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
その他の支出	96,927				
合 計	1,323,999				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			5. 政治資金パーティー開催事業費	
					木村次郎君の政経フォーラム	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
人件費	65,250	R3/5/31	窪田 多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36		
印刷代	990,080	R3/6/1	㈱笹軽印刷	青森県弘前市本町76-2		
郵送料	12,600	R3/6/10	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北互ヶ町18-1		
郵送料	59,724	R3/6/15	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北互ヶ町18-1		
人件費	45,900	R3/6/17	窪田 多恵子	青森県南津軽郡藤崎町藤崎字横松36		
郵送料	50,868	R3/6/22	日本郵便(株)弘前郵便局	青森県弘前市北互ヶ町18-1		
人件費	141,000	R3/6/30	木村 光晋	青森県南津軽郡藤崎町藤越字東一本木64-1		
品代	15,000	R3/7/19	小林漆器	青森県弘前市東城北3-3-12		
司会料	30,000	R3/7/24	伊藤 弘子	青森県五所川原市大字太刀打字常盤3-4		
会場代	653,660	R3/7/26	アートホテル弘前シティ	青森県弘前市大町1丁目1-2		
印刷代	28,600	R3/7/29	㈱笹軽印刷	青森県弘前市本町76-2		
印刷代	35,530	R3/8/31	(有)新和印刷	青森県弘前市大字城東北3丁目13-10		
その他の支出	73,320					
合 計	2,201,532					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
				寄附金	
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附金	6,000,000	R3/4/5	あすなろ21懇話会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館809号室	
その他の支出	0				
合 計	6,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月15日

政治団体の名称 21世紀懇話会

会計責任者の氏名 佐々木 俊一



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和4年5月14日

21世紀懇話会

代表 佐々木 俊一 殿

登録政治資金監査人

遠藤 幸子

登録番号

第

第

861

号

研修修了年月日

平成21年4月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、21世紀懇話会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、21世紀懇話会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると遠藤幸子が判断したため、21世紀懇話会の従たる事務所（東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館809号室）において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては21世紀懇話会に係る領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3 業務制限

21世紀懇話会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、21世紀懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上